

神津島火山避難計画 (素案)

令和元年 5 月

神津島火山防災協議会

※噴火警戒レベル導入に必要な防災対策をまとめたものであり、今後本計画（素案）を基に避難計画を検討していく。

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成	1
4	用語例	2

【本編】

第1部	神津島の概要	本- 1
第1章	基本情報	本- 1
1	自然条件・社会条件	本- 1
2	神津島火山の概要	本- 2
3	神津島火山の噴火履歴	本- 5
4	参考文献	本-11
第2章	想定される火山活動等	本-12
1	想定される火山活動	本-12
2	想定される噴火ケースと火山現象	本-12
3	噴火事象系統樹	本-13
4	火山ハザードマップ	本-14
5	噴火警戒レベル	本-17
6	参考文献	本-20
第2部	平常時からの備え	本-21
第1章	火山観測・監視	本-21
1	国等の火山観測・監視体制	本-21
2	住民等が異常を発見した際の通報	本-21
3	火山活動の状況等の共有	本-22
第2章	防災関連施設等	本-23
1	避難施設	本-23
2	防災行政無線施設	本-23
3	港・空港等	本-23
4	備蓄	本-23
第3章	防災関係機関等との連携	本-25
1	コアグループ	本-25
2	神津島火山防災協議会	本-25
第4章	火山防災知識等の普及啓発	本-26
1	住民への普及啓発	本-26
2	来島者への普及啓発	本-26
3	児童・生徒への普及啓発	本-26
第5章	避難促進施設における対応	本-26
第6章	避難訓練	本-26

第3部 避難計画	本-27
第1章 基本方針等	本-27
1 基本方針	本-27
2 噴火警戒レベルと避難対応の目安	本-28
3 神津島火山活動の近隣島しょ部への影響	本-28
4 近隣島しょ部の火山活動による神津島への影響	本-28
第2章 火山活動が活発化した場合の対応	本-31
1 防災関係機関の活動態勢	本-31
2 共同検討体制	本-31
3 自衛隊への災害派遣要請	本-32
4 噴火警報・予報の伝達	本-34
5 情報連絡体制	本-34
第3章 立入規制	本-35
1 立入規制の実施	本-35
2 住民等への周知	本-38
3 立入者の把握	本-38
第4章 警戒区域	本-39
1 警戒区域の設定・解除	本-39
2 住民等への周知	本-39
第5章 避難情報	本-40
1 避難情報の発令	本-40
2 避難情報の伝達	本-42
第6章 避難対応	本-44
1 防災関係機関の準備	本-44
2 一般住民の島内避難	本-44
3 一般住民の島外避難	本-46
4 児童・生徒等の避難	本-48
5 避難行動要支援者の避難	本-49
6 来島者の避難	本-49
7 住民の自主避難	本-50
8 避難に際し住民のとるべき対応	本-50
第7章 避難に伴う対応措置	本-51
1 医療救護	本-51
2 行方不明者等の捜索・救助	本-51
3 ペットの同行避難	本-51
4 産業動物対策	本-51
5 残留機関の現地活動対策	本-51
第8章 避難生活	本-52
1 島内での避難生活	本-52
2 島外での避難生活	本-54

【マニュアル編】

※マニュアル編は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

【附属資料】

※附属資料は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

本計画中の地図は、国土地理院発行の地形図を使用しています。

1 計画の目的

神津島では、居住地域が活火山の山麓に位置しており、噴火に伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流等の火山現象による影響が噴火開始からごく短時間で居住地域に及ぶが、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでのリードタイムを見積もることは難しい。

また、状況によっては船舶等を利用した島外避難が必要となることも想定されるため、噴火の兆候の認知後、速やかに避難準備に取り掛かり、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

本計画は、以上のことを踏まえ、神津島の火山活動が活発化した場合において、関係機関が協力して住民及び来島者の安全を確保し、円滑に避難できるようにすることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、神津島の地域の状況や特性に合った具体的で実践的な避難計画を目指し、神津島火山防災協議会の構成機関が協議の上、策定するものである。

なお、本計画は、避難に関する基本的な事項について防災関係機関の役割等を示したものであり、噴火時等には、火山活動の状況等に応じて臨機かつ柔軟な対応が必要である。

また、本計画について新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正を図ることとする。

3 計画の構成

本計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

表 神津島火山避難計画の構成

構成	主な内容
本編	<ul style="list-style-type: none">○ 神津島の基本情報、想定される火山活動等○ 防災関係機関による平常時からの備え○ 火山活動が活発化した場合の避難対応に関する基本方針や防災関係機関の役割等
マニュアル編 ※本避難計画 (素案)策定後 検討を行う。	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベル1における火山現象の発生、又は噴火警戒レベル2以上の発表から避難対応までの防災関係機関の役割等について、本編の内容を次の観点により整理、補足したもの<ul style="list-style-type: none">・噴火警戒レベル及び噴火ケースごとに示す。・突発的に噴火が発生する場合や噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられない場合でも対応できるように示す。・時系列で示す。・図表等を用いて分かりやすく示す。・防災関係機関の連携及び認識の共有に必要な情報を示す。・避難対応における留意事項等の活動に必要な情報を示す。

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	神津島内の地域をいう。
島外	神津島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
村	神津島村
都	東京都
支庁	東京都総務局大島支庁
出張所	東京都総務局大島支庁神津島出張所
警察署	新島警察署
駐在所	新島警察署神津島北駐在所
	新島警察署神津島南駐在所
消防団	神津島村消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
NTT西日本	西日本電信電話株式会社
NTT神津島サービスセンター	東日本電信電話株式会社
	南関東東京事業部東京西支店設備部神津島サービスセンタ
東京電力神津島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社
	東京総支社島嶼業務センター神津島事務所

【本編】

第1部 神津島の概要

第1章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

神津島は、新島の南方約 25km の海上、伊豆諸島のほぼ中心にある。東西約 4 km、南北約 6 km、周囲約 22km で、面積は約 18.24km²である。

島の中央には天上山が屹立し、それより南へ高処山・秩父山とらくだの背状に連なっている。天上山に源を発する神津沢は伊豆諸島中最大の沢で、普段は水が少ないが豪雨の際は濁流が氾濫することがある。その下流の海岸線は断崖で囲まれ、わずかに集落の前の海岸が開けているのみで、ここに岩礁を利用した神津島港がある。

(2) 社会条件

村の人口は 1,898 人、世帯数は 917 世帯である（平成 31 年 1 月現在）。

道路は、都道は神戸山多幸線（都道 224 号線）があり、赤崎と多幸湾を連絡する。

本土から神津島への交通は、空路と海路がある。海路は、竹芝栈橋から高速船及び大型船で結ばれている。所要時間は、高速船は約 3 時間、大型船は約 10 時間である。また、季節航路として熱海港から高速船が運航しており所要時間は約 45 分、下田港からフェリーが運航しており所要時間は約 2 時間 20 分である。空路は、調布飛行場と飛行機で結ばれ、所要時間は約 35 分である。

来島者は、年間約 4 万 7 千人である（平成 29 年来島者数）。宿泊施設（ホテル・旅館・民宿、ペンション、キャンプ場）は、44 か所（総収容者数 1,392 人）である（平成 29 年現在）。

（参考：大島支庁HP，神津島村役場HP，神津島村役場提供情報）

2 神津島火山の概要

神津島は、利島—新島（式根島）—神津島と連なる火山列島のひとつである。

南北6 km、東西4 kmの島で流紋岩の溶岩ドーム群と火砕岩から形成されている。島の中央部に位置する主峰天上山は9世紀に生成した。流紋岩質マグマにより、火砕サージ・火砕流の発生や、火砕丘の形成等爆発的噴火のほか、溶岩ドームの形成等も認められる。現時点における噴気活動は観測されていないが、神津島の地下に現在もマグマの蓄積が進んでいる可能性を示唆する地殻変動が見られる。過去に、溶岩流が浅海域を覆った部分で、二次爆発が発生した痕跡が認められる。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE m³、40万DRE m³とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

(参考：日本活火山総覧(第4版)神津島, p967, 気象庁(2013), 谷口(1982))

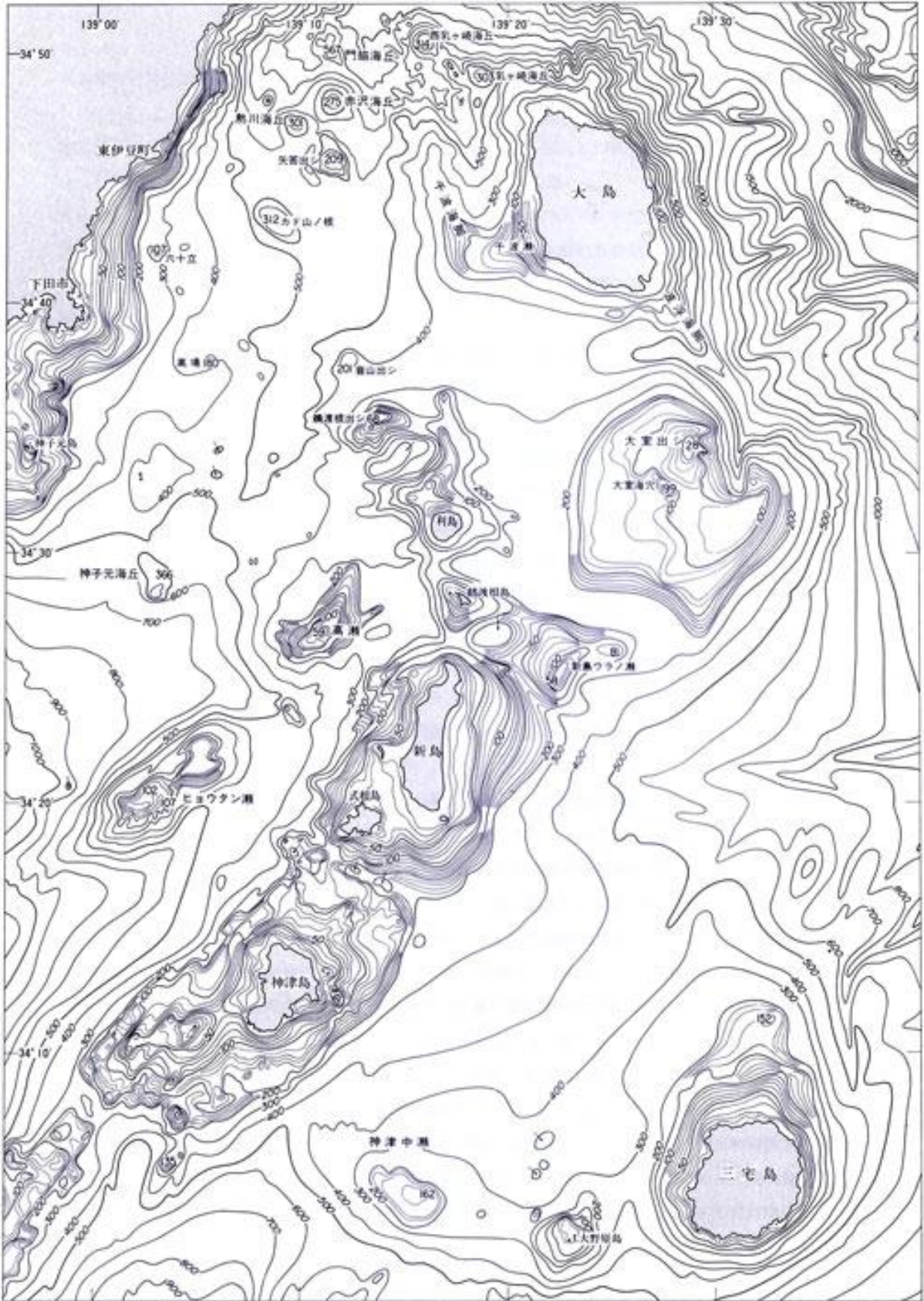


図 神津島周辺の海底地形図

(参考：海上保安庁水路部発行(1980, 1983)大陸棚の海の基本図 1 : 200,000 No. 6352, 6364及び6363による。水深の単位：m (産業技術総合研究所HPより引用一部加筆))



図 神津島の地形図(気象庁, 2013)

3 神津島火山の噴火履歴

神津島火山の形成史、有史以降の火山活動、火口分布、災害実績を以下に示す。

(1) 形成史

神津島は伊豆マリアナ島弧北部の^{ぜねす}銭洲海嶺上に位置し、周辺の島（^{ただなえ}祇苗島・^{おんぼせ}恩馳島）を含めて18個以上の流紋岩質単成火山群から構成される。

神津島周辺に含まれる流紋岩単成火山活動は恐らく数万年あるいは10万年ぐらい前から始まった。一色(1982)の推定によれば、初期に活動したのは主に島の周辺部に露出する^{さぬか}観音浦・^{はし}砂糠山・^ま走る間・^{めんぼう}長浜・面房の各火山である。これら火山が風化・浸食を受けた後に、黒雲母流紋岩マグマを主体とする活動が西暦838年まで断続して起こり、少なくとも11個の単成火山が形成された。これらの火山活動の様式は火砕物の放出（火砕流・火砕サージの噴出や火砕丘の形成）に引き続き溶岩円頂丘を形成するものであり、天上山火山の形成で代表されるものである。

神津島における最新の活動は9世紀に起こった天上山火山の噴火であるが、それ以前の火山の噴火年代については各種の報告があり、過去数万年に及ぶ神津島の噴火活動史は必ずしも明らかではない。

（参考：日本活火山総覧(第4版)神津島，p969，気象庁(2013)，詳細火山データ集（産業技術総合研究所），横山ほか(2004)）

ア 天上山火山

西暦838年噴火では火砕流・火砕サージの噴出後、火砕丘を形成し、最終的に溶岩ドーム（天上山）の形成に至った。この噴火により噴出した降下火山灰及び火砕サージ堆積物は、新島・式根島のほか（一色，1982）、降下火山灰が三宅島・利島・伊豆大島等の近隣島しょで確認することができる。

天上山の南麓では、褐色風化火山灰層（上限は黒ボク土）の上位に火砕流・火砕サージの発生に伴う噴出物が認められ、噴出物の厚さは山麓を離れると薄くなって全体の厚さが100cm以下となるが、テフラ層序そのものは島内全域で変化しないことから、溶岩ドームの崩壊による火砕流や火砕サージの影響がほぼ島全域に及んだことが考えられる（杉原ほか，2001）。

（参考：一色（1982），日本活火山総覧(第4版)神津島，p970，気象庁(2013)，詳細火山データ集（産業技術総合研究所），杉原ほか（2001））

(2) 有史以降の火山活動

神津島火山の有史以降の火山活動について、噴火年代、噴火規模、噴火様式、噴火場所、活動経過・発生現象を整理し、次表に示す。

表 神津島火山の有史以降の噴火及び地震活動

噴火年代	現象	規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
838 年	噴火	大規模 (0.66DRE km ³)	マグマ噴火・マ グマ水蒸気噴火 →マグマ噴火	天上山	天上山噴火：7月末頃から噴火。 火砕流・火砕サージ→火砕物降下→溶 岩ドーム。 関東・中部・近畿に降灰、天上山形成。 火砕流が海に流入、伊豆・駿河地域で は天上山起源の火山灰が確認された。
1965 年	地震	-	-	-	8月3～9日。地震群発。 (南方沖、最大M5.0)
1967 年	地震	-	-	-	4月6～7日。地震群発。 (島内、最大M5.3)
1988～ 1989 年	地震	-	-	-	12月28～1月22日。南西10～20km沖 で地震群発。最大M5.0(1月2日)
1991～ 1995 年	地震	-	-	-	周辺で時々地震群発(新島－神津島周 辺での地震活動)。
1995 年	地震	-	-	-	10月6日～月末。群発地震活動。 有感246回、最大震度5、M5.9、島内 で崖崩れ被害。
2000 年	地震	-	-	-	6月～8月。 新島－神津島－三宅島周辺で地震群 発。最大震度6弱、M6.5(7月1日)

(参考：日本活火山総覧(第4版)神津島，p969，気象庁(2013))

(3) 火口分布・火山地質図

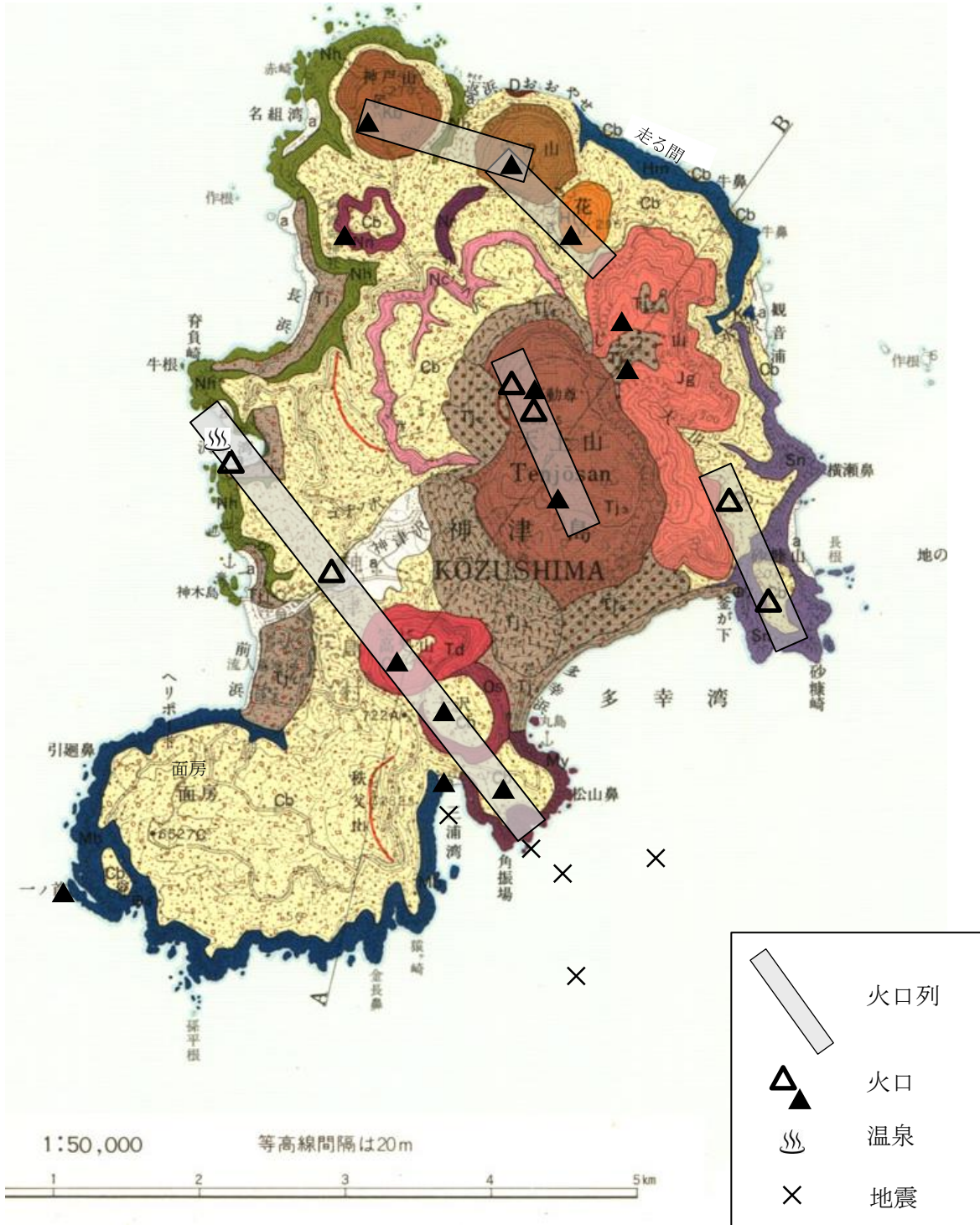


図 神津島地域の地質図と火口分布
 (参考：一色 (1982) に谷口 (1977) の情報を加筆)

※白抜き三角形は、噴出位置、時代においてあまり定かでないものを示す。

神津島

完新世	海浜及び河川堆積物	a	砂及び礫		
	天上山火山	クランプル角礫岩	T ₁ a	固結度の低い黒雲母流紋岩火山角礫岩	
		溶岩円頂丘	T ₁ s	黒雲母流紋岩溶岩	
		火砕丘	T ₁ c	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（黒雲母流紋岩質）	
		火砕流堆積物	T ₁ f	軽石質火山灰・火山礫及び火山岩塊（黒雲母流紋岩質）	
	神戸山火山溶岩円頂丘	Kb	黒雲母流紋岩溶岩		
	穴の山火山溶岩円頂丘	Ay	黒雲母流紋岩溶岩		
	花立火山溶岩円頂丘	Ht	黒雲母流紋岩溶岩		
	更新世	流紋岩単成火山	じょうご山火山溶岩円頂丘	Jg	黒雲母流紋岩溶岩
			高処山火山溶岩円頂丘	Td	黒雲母流紋岩溶岩
			大沢火山溶岩円頂丘	Os	黒雲母流紋岩溶岩
			松山鼻火山溶岩円頂丘	My	黒雲母流紋岩溶岩
			那智山火山溶岩円頂丘	Nc	黒雲母流紋岩溶岩
262m山火山溶岩円頂丘			Nr	普通角閃石含有紫蘇輝石流紋岩溶岩	
221m山火山溶岩円頂丘			Nn	黒雲母流紋岩溶岩	
砂糠山火山溶岩流			Sn	黒雲母含有流紋岩及びカミングトン閃石含有流紋岩溶岩（無斑晶状）	
ハシルマ火山溶岩流			Hm	紫蘇輝石流紋岩溶岩	
観音浦火山溶岩流			Kn	黒雲母流紋岩溶岩	
長浜火山溶岩流			Nh	カミングトン閃石流紋岩溶岩	
面房火山溶岩流			Nb	紫蘇輝石流紋岩溶岩	
中新世—鮮新世(?)	秩父山火砕堆積物	Cb	火山灰・火山礫及び火山岩塊（主として流紋岩質）		
	“氷長石化作用”を受けたデイサイト溶岩	D	“氷長石化作用”を受けた斜方輝石角閃石デイサイト溶岩		

図 神津島地域の地質図の凡例（一色，1982 を改変）

(4) 災害実績

神津島火山の有史以降の噴火について、天上山で発生した西暦838年噴火の災害実績図として、火砕サージ到達範囲と降下火山灰の分布域を示す。

西暦838年噴火では火砕流・火砕サージの噴出後、火砕丘を形成し、最終的に溶岩ドーム(天上山)の形成に至った。天上山火山の総噴出量は約1km³と同時期に噴出した新島の向山火山の噴出量に匹敵するが(伊藤, 1999)、噴出物の大半は海中にあり、また侵食により失われた部分を含めると噴火直後の噴出量は、この数倍になると考えられる(杉原ほか, 2001)。この噴火により噴出した火砕サージ堆積物は、式根島で確認することができる。

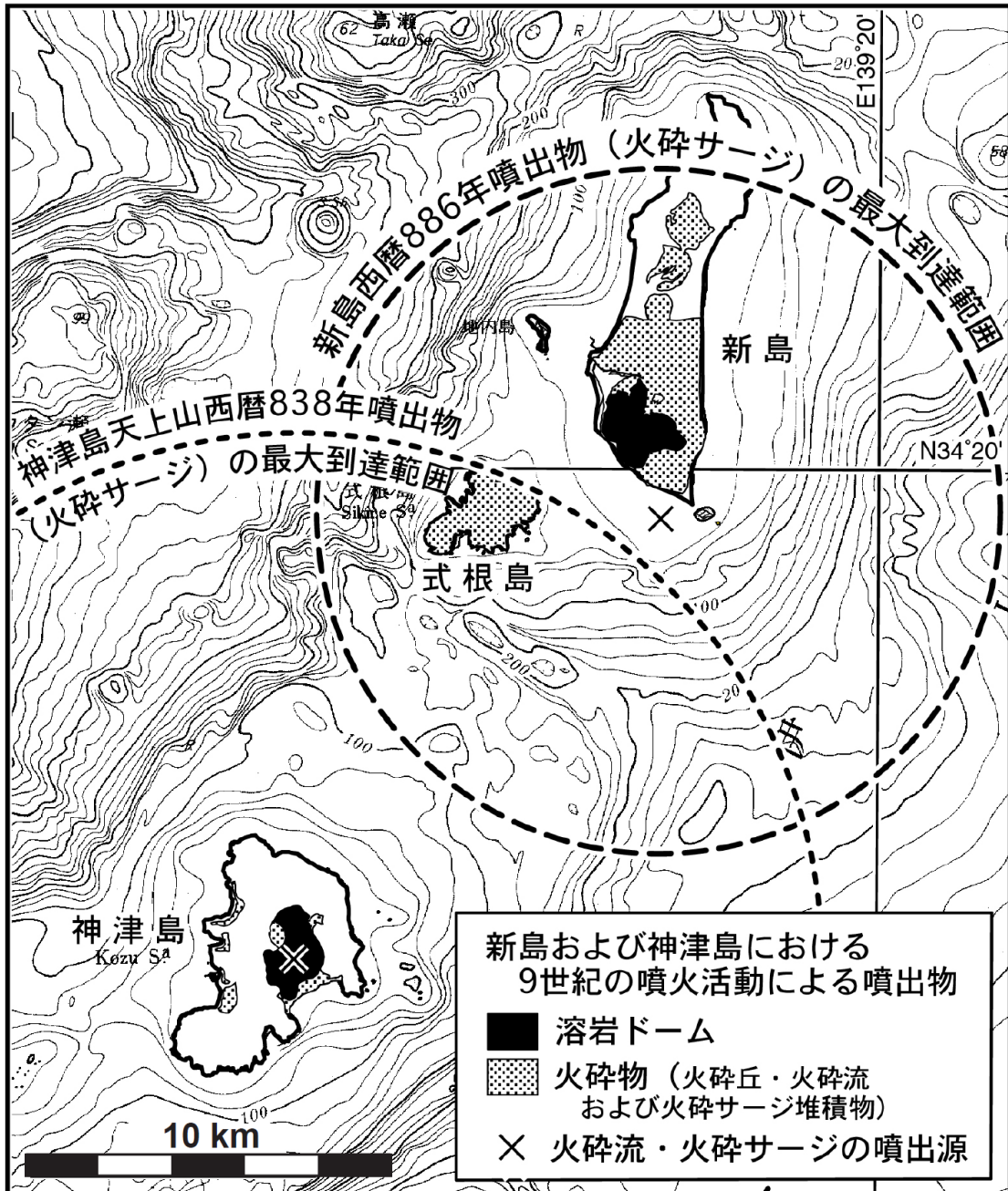


図 新島及び神津島における9世紀の噴火活動による火砕サージ到達域
新島向山火山886年噴火、神津島天上山火山838年噴火により噴出した
火砕サージ堆積物の最大到達域を図示した。

(参考: 一色(1987), 伊藤(1999)を修正)

※原著の図のスケールが不正確であったため修正した。

また、古記録には、この噴火に関連すると思われる降灰が近畿地方から関東地方にかけての広い地域で報告されており、伊豆大島・静岡市・丹那盆地では地層中にも確認されている。

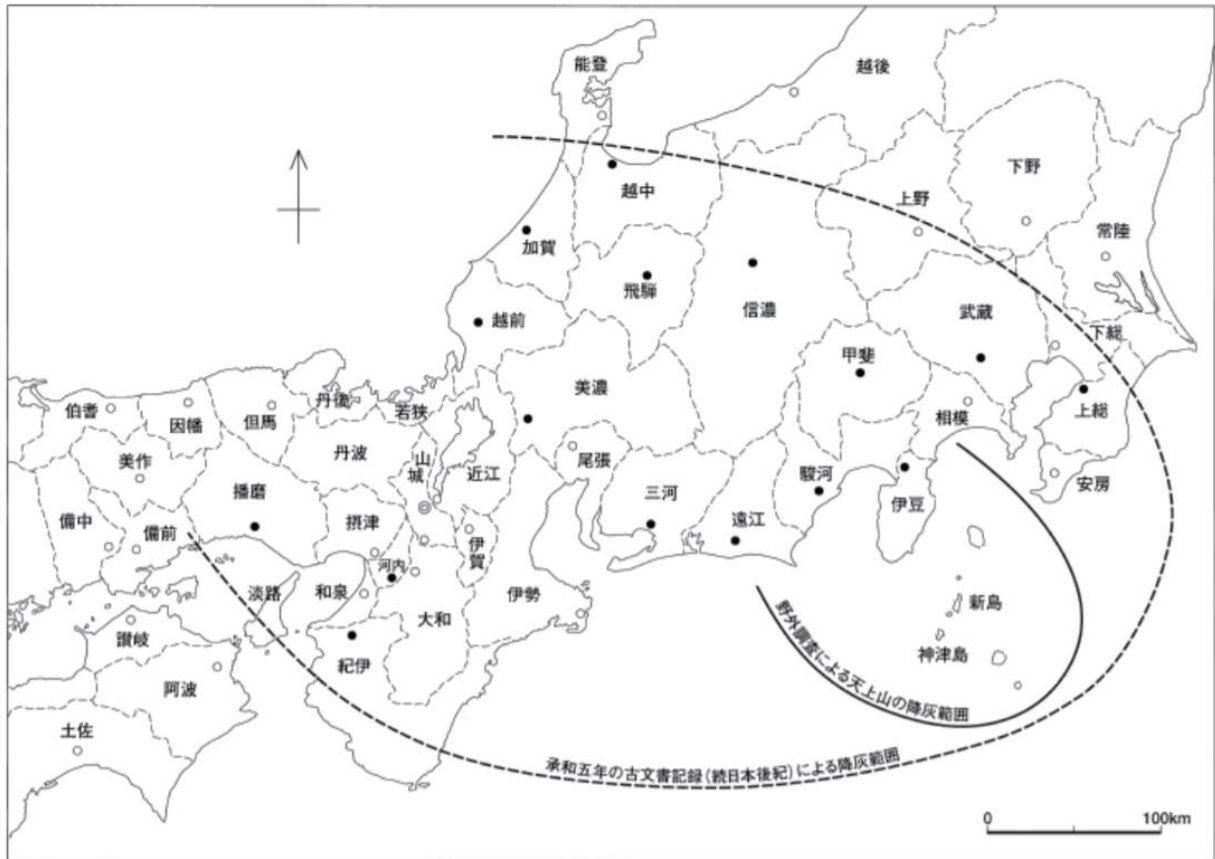


図 神津島承和五年（A.D. 838 年）の天上テフラ分布地域（杉原ほか，2001）

9世紀の天上山噴火に伴う津波は古記録では確認できず、火砕流堆積物が数十～十数枚のフローユニットからなる比較的小規模な火砕流噴出物が断続的に発生していたと考えられる。このため個々の爆発により海域に突入する火砕流の体積が少なく、大規模な津波が発生しなかった可能性が考えられる。ただし、噴火が海底で生じた場合や山体崩壊等を生じた場合には津波が発生する可能性がある。

（参考：日本活火山総覧(第4版)神津島，p970，気象庁(2013)，杉原ほか(2001)）

4 参考文献

文献名	備考
神津島地域の地質	一色直記(1982), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 75
新島地域の地質	一色直記(1982), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85
伊豆, 新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一(1999), 地球, 21巻, 417-423
日本活火山総覧 (第4版)	気象庁 (2013)
詳細火山データ集 (https://gbank.gsj.jp/volcano/Act_Vol/kozushima/index.html)	産業技術総合研究所
伊豆神津島火山島の地形と地質構造とに就いて	津屋弘達(1930), 地理学評論, 6巻, 1005-1021
神津島の火山地質	谷口宏充(1977), 火山, 22巻, 133-147
神津島流紋岩のガラス質石基に見られる水和層とその火山地質学的意義	谷口宏光(1980), 火山, 25巻, 217-229
伊豆諸島, 神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一 (2001), 地学雑誌, 110巻, 94-105
伊豆, 神津島火山噴出物の地球化学	谷口宏充・吉田武義・青木謙一郎 (1990), 核理研研究報告, 23巻, 66-87
三宅島, 神津島, 新島周辺の過去の地震活活動	浜田信生 (2001), 地学雑誌, 110巻, 132-144
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol151, 955-960
神津島流紋岩質単成火山群のESR年代	横山正・島田愛子・梅村崇志・豊田 新 (2004), 火山, 第49巻, 第1号, 23-32

第2章 想定される火山活動等

1 想定される火山活動

(1) 火口位置

神津島火山は、特定の噴火中心を持たない単成火山群であり、今後活動する火口位置の推定が困難である。

一連の活動中に火口位置が変化する可能性がある。

複数の火口がほぼ同時に活動する可能性がある（火口列の形成等）。

(2) 噴火特性（火山現象、噴火様式等）

神津島火山の噴火特性は以下のとおりである。

- 噴火の初期にはマグマ水蒸気爆発が発生する可能性が高く、山体成長が続けば火砕丘の形成から溶岩の流出へと活動様式が推移する可能性がある。
- 流紋岩質マグマにより溶岩ドームが形成される場合には数ヶ月～数年間活動する可能性がある（9世紀には2～3年間程度噴火活動が継続した）。
- マグマと海水が接することによる水蒸気爆発、溶岩ドーム形成、溶岩流・溶岩ドームが沿岸部に達することによる二次噴火等、火口位置により噴火活動が多様である。
- 大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、その影響が隣接の島（新島・式根島）に及ぶ可能性がある。
- 大規模な地震あるいは地殻変動等が発生した場合、山体崩壊や地すべり及びそれに伴う津波が発生する可能性がある。

2 想定される噴火ケースと火山現象

神津島火山で想定される噴火ケース及び各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、以下のとおりである。

表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース		火山現象
浅海での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、津波（小規模）、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、降灰後の土石流
	二次噴火	噴石、火砕サージ、火砕流、津波（小規模）
島内での噴火	マグマ水蒸気噴火	火砕サージ、火砕流、噴石、火山灰、降灰後の土石流
	マグマ噴火	火砕流、噴石、火山灰、溶岩流（溶岩ドーム）、溶岩崩壊型火砕流（小規模津波）、降灰後の土石流

3 噴火事象系統樹

噴火の規模、様式、推移予測等の、より高度な火山噴火予知を目指すためには、過去の噴火履歴や火山学的知見に基づいて、事前に、予想される噴火前駆現象や噴火活動推移を網羅した噴火事象系統樹を検討しておくことが有用である。

本系統樹は、神津島火山防災協議会火山現象検討部会において検討し、作成した。

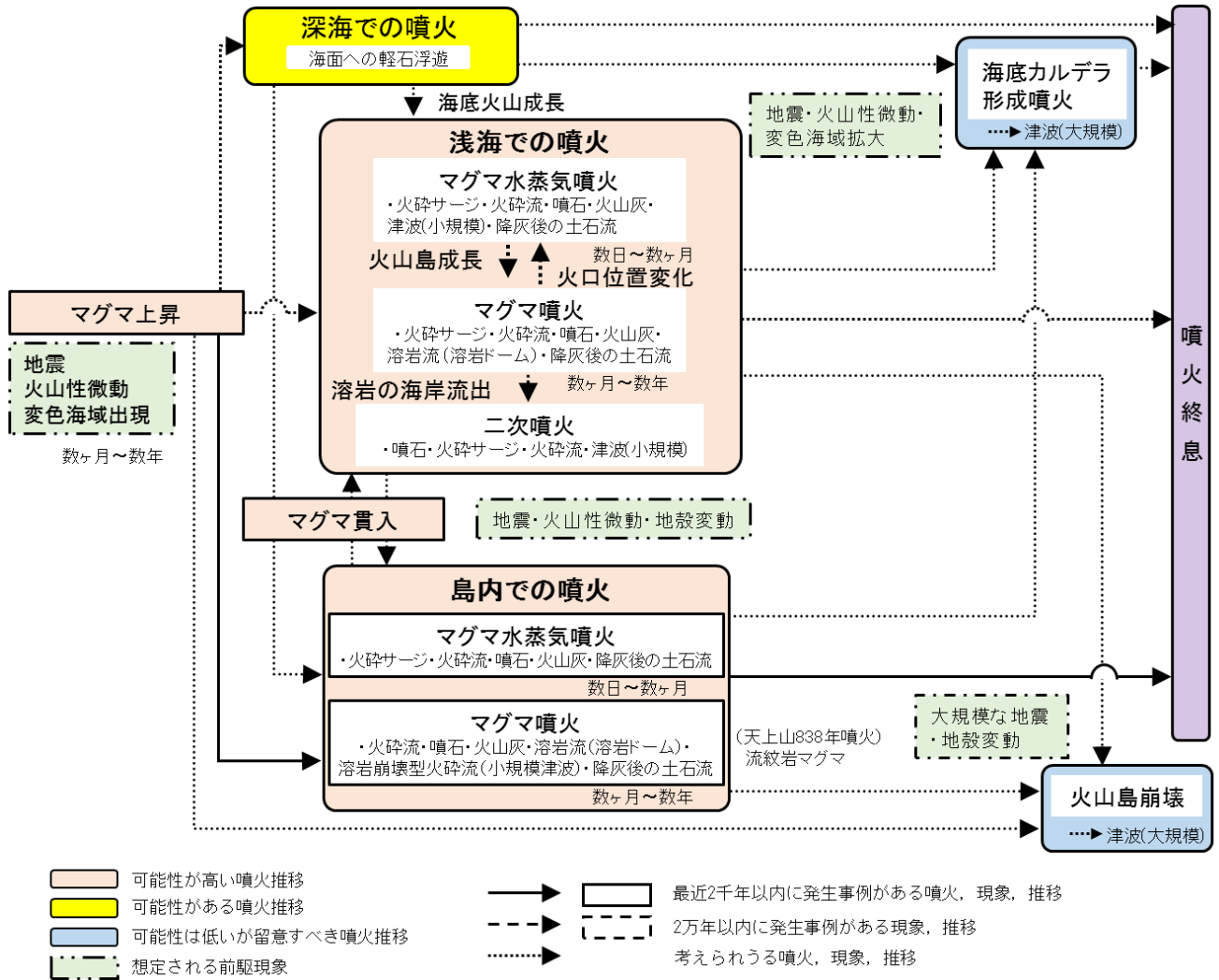


図 神津島火山の噴火事象系統樹

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流等）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段等）を付加したものを火山防災マップという。

神津島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰(小さな噴石を含む。）」、「火砕流」について火山ハザードマップ（神津島火山防災協議会，2018、2019）が作成されている。

火山ハザードマップの一部を以下に示す。なお、想定火口位置は、火口が生じる可能性のある代表的な地点のひとつを示したものであり、このほかの範囲に火口が生じる可能性がある。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。
(URL確定後挿入)

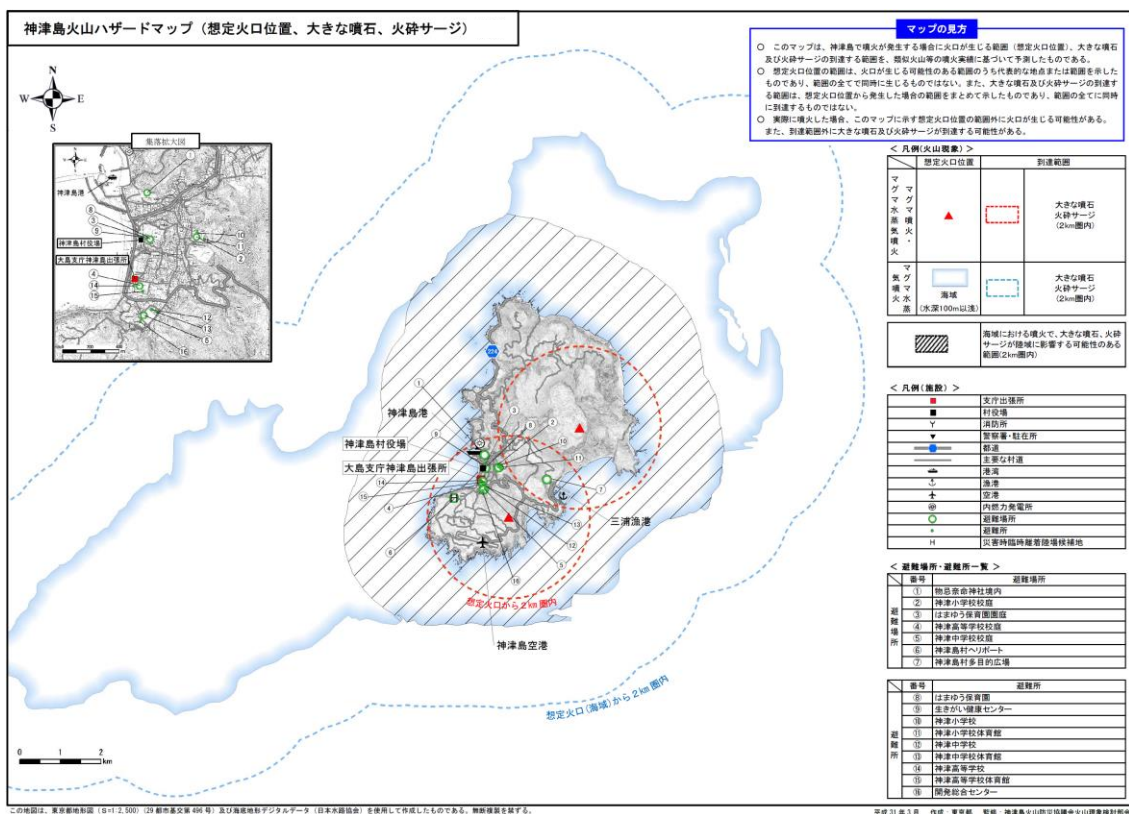


図 神津島火山ハザードマップ（想定火口位置、大きな噴石、火砕サージ）
(神津島火山防災協議会，2019)

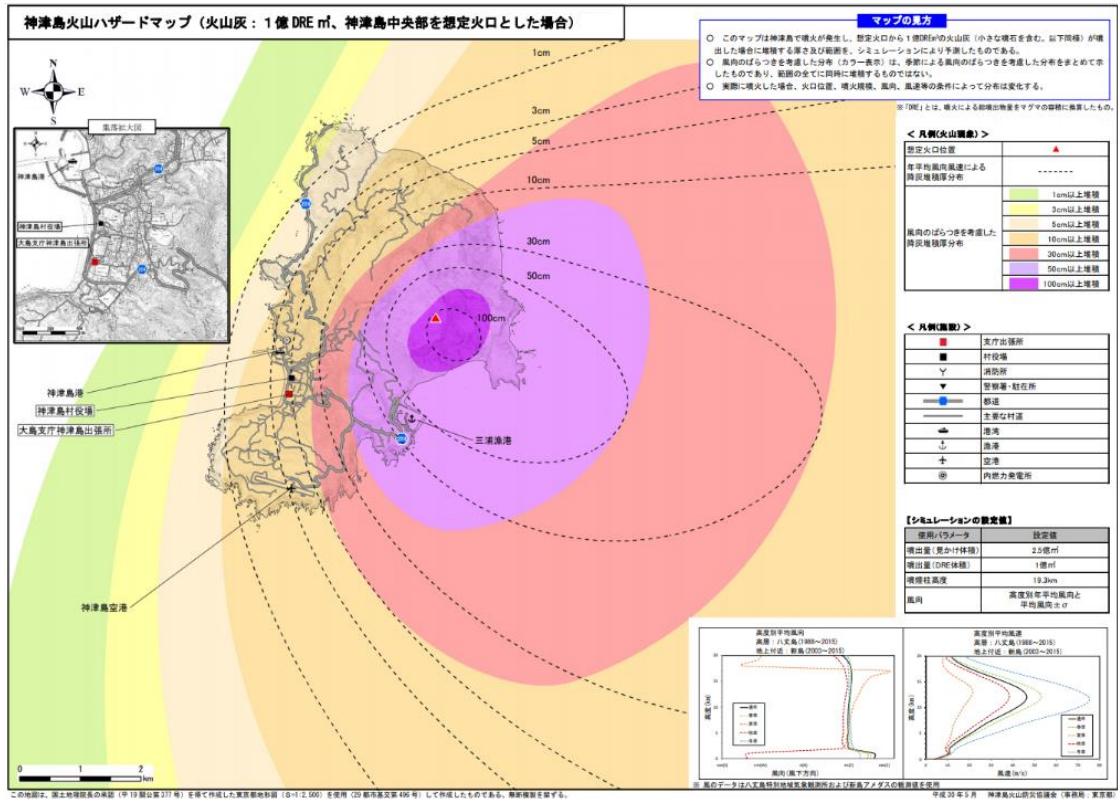


図 神津島火山ハザードマップ(火山灰：1億 DRE m³、神津島中央部を想定火口とした場合)(神津島火山防災協議会，2018)

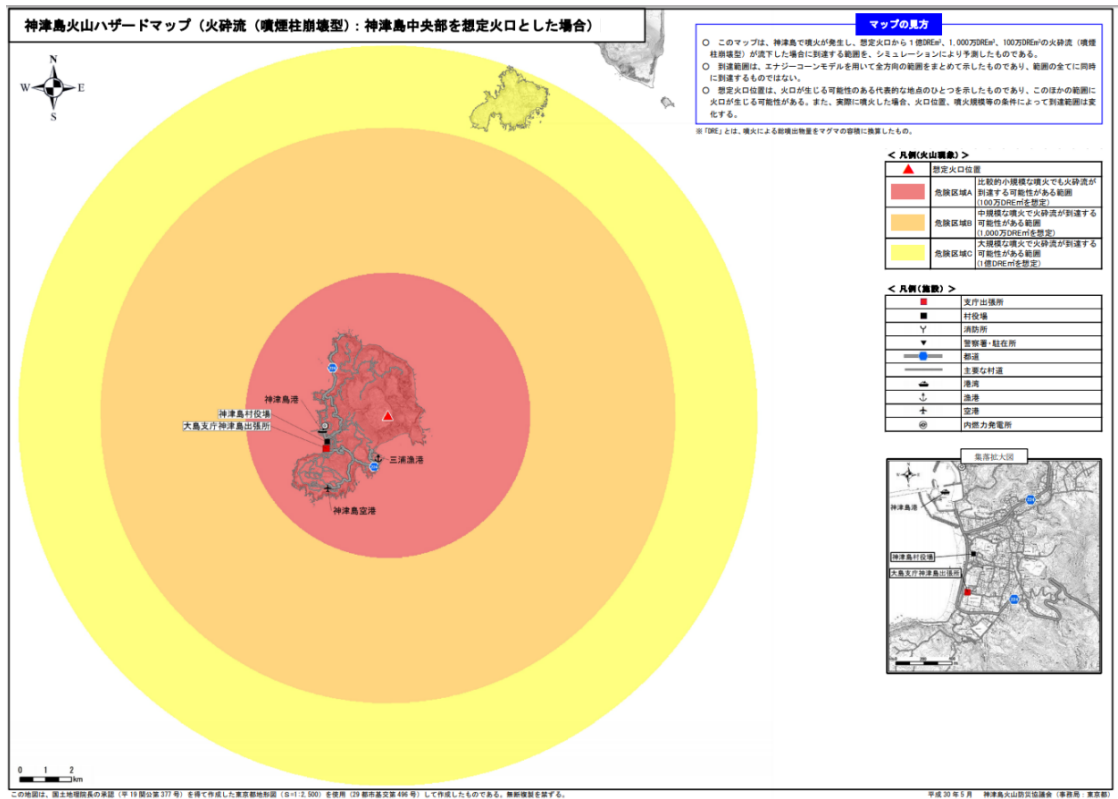


図 神津島火山ハザードマップ(火砕流(噴煙柱崩壊型)：神津島中央部を想定火口とした場合)(神津島火山防災協議会，2018)

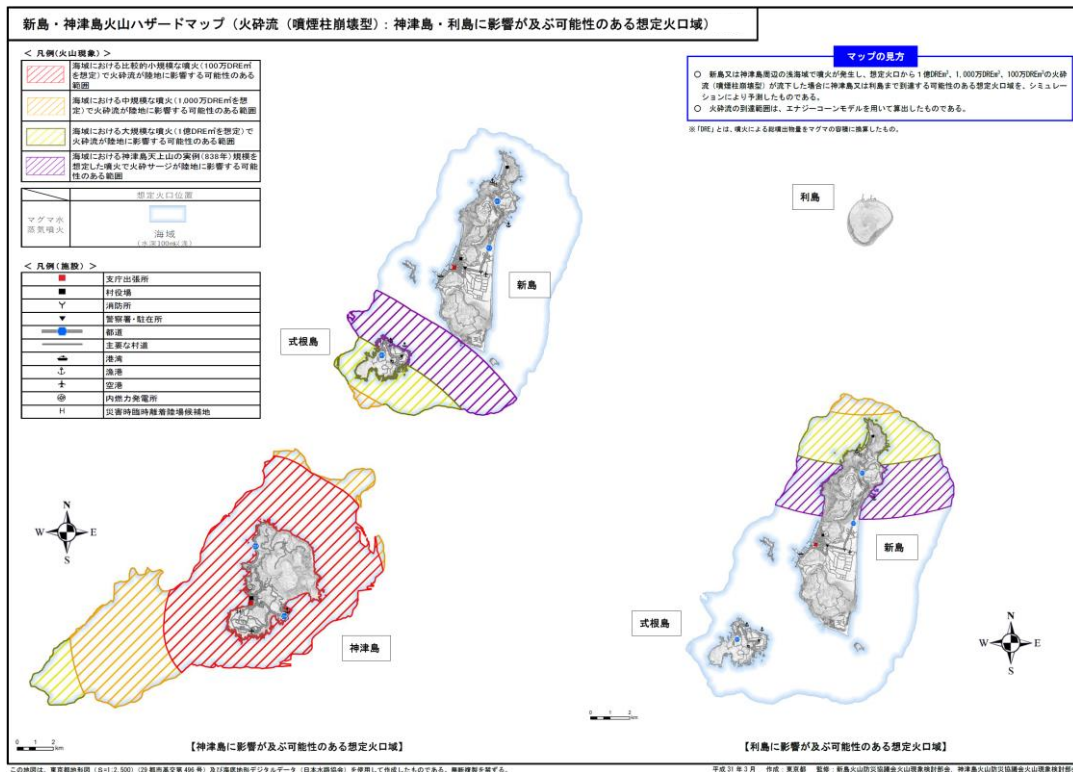


図 神津島火山ハザードマップ（火砕流（噴煙柱崩壊型）：神津島・利島に火砕流の影響が及ぶ想定火口域）（神津島火山防災協議会，2019）

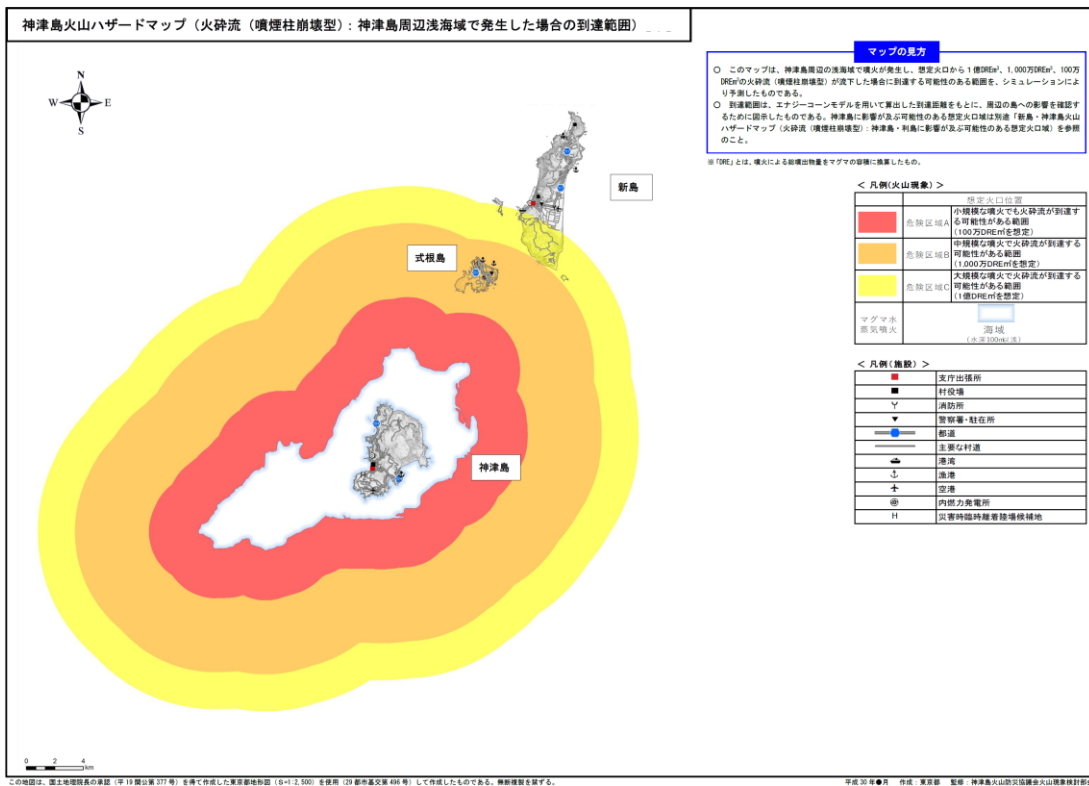


図 神津島火山ハザードマップ（火砕流（噴煙柱崩壊型）：周辺海域で発生した場合の到達範囲）（神津島火山防災協議会，2019）

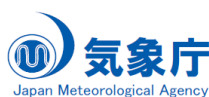
5 噴火警戒レベル

噴火警戒とは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
 TEL : 03-3212-8341 (内線4536)
<https://www.jma.go.jp/>
 ■ 東京管区気象台 業務課
 TEL : 03-3212-8341 (内線4921)
<https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>

(令和元年7月、気象庁)

神津島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 来島者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域) または 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域の住民の避難および来島者の島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 島内で噴火が切迫あるいは発生。 過去事例 883年：噴火（天上山の形成） 浅い海域で、大きな噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が切迫あるいは発生。 過去事例 歴史記録なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難および来島者の島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 島内で地震活動がさらに活発化するなど、島内で噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例 歴史記録なし 浅い海域で、大きな噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
警報	噴火警報(火口周辺) または 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山規制等、危険な地域への立入規制等。住民は通常の生活。状況に応じて、避難行動要支援者は避難準備等が必要、来島者は島外避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 島内で地震が増加するなど、島内で噴火が発生する可能性がやや高まっている。 過去事例 歴史記録なし 浅い海域で、居住地域近くまで影響を及ぼす噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> 島内で、顕著な噴気がみられるなど、噴火が発生する可能性がわずかに認められる。 過去事例 歴史記録なし 島から離れた浅い海域で、島内に影響しない程度の噴火の可能性がある。 過去事例 歴史記録なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとす。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

神津島の噴火警戒レベル判定基準（案）

令和元年7月〇日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火が発生 ・溶岩ドームが成長し火砕流が発生する可能性 ○浅海（100m以浅）における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向 ・居住地域に影響する噴火が発生 	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で（必要に応じて火山噴火予知連絡会の検討結果も踏まえ）、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・神津島周辺を震源とする震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 ・噴気や地熱域が拡大 ○浅海（100m以浅）における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 （噴火が発生した際に、島内の居住地域に影響が及ぶ可能性がある場合） ・居住地域に影響しない程度の噴火が発生 	<p>噴火が発生せず、左記のいずれの現象も観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で（必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ）、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
3	<p>【居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・島内を震源とする浅い火山性地震の増加と地殻変動を観測 ○浅海（100m以浅）における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 （噴火が発生した際に、島内の居住地域以外に影響が及ぶ可能性がある場合） ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 	<p>左記で示した条件を満たさなくなり、火山活動に低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○島内における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な噴気や地熱域の出現 ○浅海（100m以浅）における現象 <ul style="list-style-type: none"> ・顕著な変色域が出現し、その付近を震源とする浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測 （噴火が発生した際に、島内に影響が及ぶ可能性がない場合） 	<p>左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻った、あるいは噴気や地熱活動については、活発化の傾向がないことが明らかになった段階でレベル1に引き下げる。</p>

- ・神津島は、特定の火口を持たない単成火山群であり、神津島の島内及びその周辺で噴火は発生しうる。そこで、神津島の陸域すべて、及び海面上に影響を及ぼすとされる神津島周辺の水深100m以浅の海域での噴火を想定する。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（レベル下げのときも同様）。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

（令和元年7月，気象庁）

6 参考文献

文献名	備考
神津島地域の地質	一色直記(1982), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 75
新島地域の地質	一色直記(1982), 地域地質研究報告 (5万分の1地質図幅), 地質調査所, 85
伊豆, 新島および神津島における噴火災害の要因分析	伊藤順一(1999), 地球, 21巻, 417-423
日本活火山総覧 (第4版)	気象庁 (2013)
詳細火山データ集 (https://gbank.gsj.jp/volcano/Act_Vol/kozushima/index.html)	産業技術総合研究所
伊豆神津島火山島の地形と地質構造とに就いて	津屋弘達(1930), 地理学評論, 6巻, 1005-1021
神津島の火山地質	谷口宏充(1977), 火山, 22巻, 133-147
神津島流紋岩のガラス質石基に見られる水和層とその火山地質学的意義	谷口宏光(1980), 火山, 25巻, 217-229
伊豆諸島, 神津島天上山と新島向山の噴火活動	杉原重夫・福岡孝昭・大川原竜一 (2001), 地学雑誌, 110巻, 94-105
伊豆, 神津島火山噴出物の地球化学	谷口宏充・吉田武義・青木謙一郎 (1990), 核理研研究報告, 23巻, 66-87
三宅島, 神津島, 新島周辺の過去の地震活活動	浜田信生 (2001), 地学雑誌, 110巻, 132-144
The 1965 Eruption of Taal Volcano	Moore, J.G., K. Nakamura, A. Alcaraz, The 1965 Eruption of Taal Volcano(1966), Science, vol1151, 955-960
神津島流紋岩質単成火山群のESR年代	横山正・島田愛子・梅村崇志・豊田 新 (2004), 火山, 第49巻, 第1号, 23-32

第2部 平常時からの備え

第1章 火山観測・監視

1 国等の火山観測・監視体制

(1) 国の体制

気象庁、国土地理院等の機関は、神津島の観測を行っている。

また、気象庁は、神津島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。

(2) 都の体制

都は、火山噴火の予知研究と火山噴火に繋がる異常現象を捉えることを目的に、地震計等の観測機器を設置し、観測体制の整備を図っている。

(3) 村の体制

村は、火山観測実施機関に対して観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとしており、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行っている。

また、必要に応じて防災関係機関が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努めている。

2 住民等が異常を発見した際の通報

(1) 通報

住民及び来島者は、火山の異常現象を発見した場合、直ちに、村役場、警察署（駐在所）又は消防団に通報する。

村、警察署（駐在所）、消防団は、通報を受けた場合、次の伝達系統により伝達する。

なお、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、火山の異常現象の評価結果を村に伝達する。

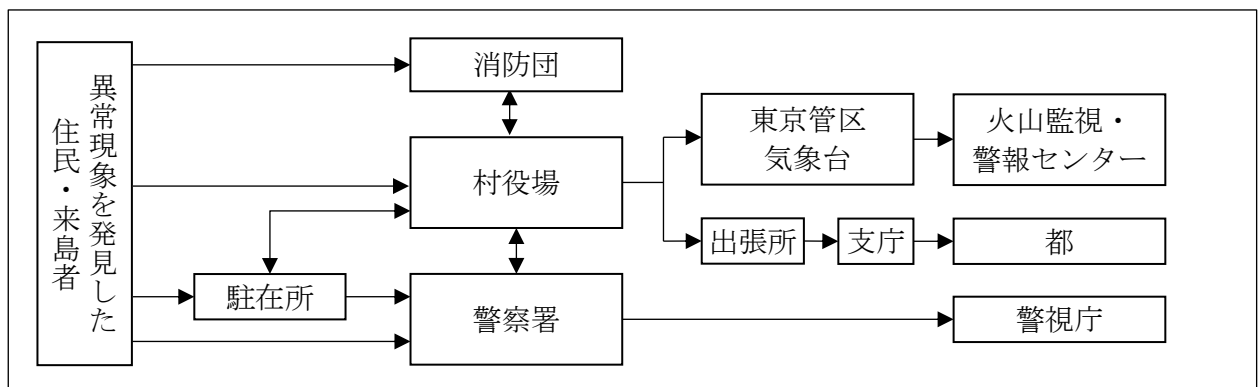


図 異常現象の伝達系統

(2) 現地調査

村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、通報を受け必要があると認めた場合、協力して異常現象の把握のための現地調査を行う。

3 火山活動の状況等の共有

東京管区気象台は、都、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団に、毎月（随時）、火山活動解説資料を配布、説明し、火山活動の状況や評価の共有を図る。

第2章 防災関連施設等

1 避難施設

(1) 避難場所

村は、火山災害を対象とした避難場所として、学校やグラウンド等の空地为7か所指定している（神津島村地域防災計画，平成26年度）。

(2) 避難所

村は、火山災害を対象とした避難所として、学校や公民館等の公共施設を6か所指定している（神津島村地域防災計画，平成26年度）。

2 防災行政無線施設

村は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を22か所に設置している（平成30年度時点）。

また、各家庭及び事業所に対し、戸別受信機の貸出しを行っている。

3 港・空港等

(1) 港

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な港として、神津島港及び三浦漁港を整備している。なお、神津島港及び三浦漁港は大型船舶の接岸が可能である。

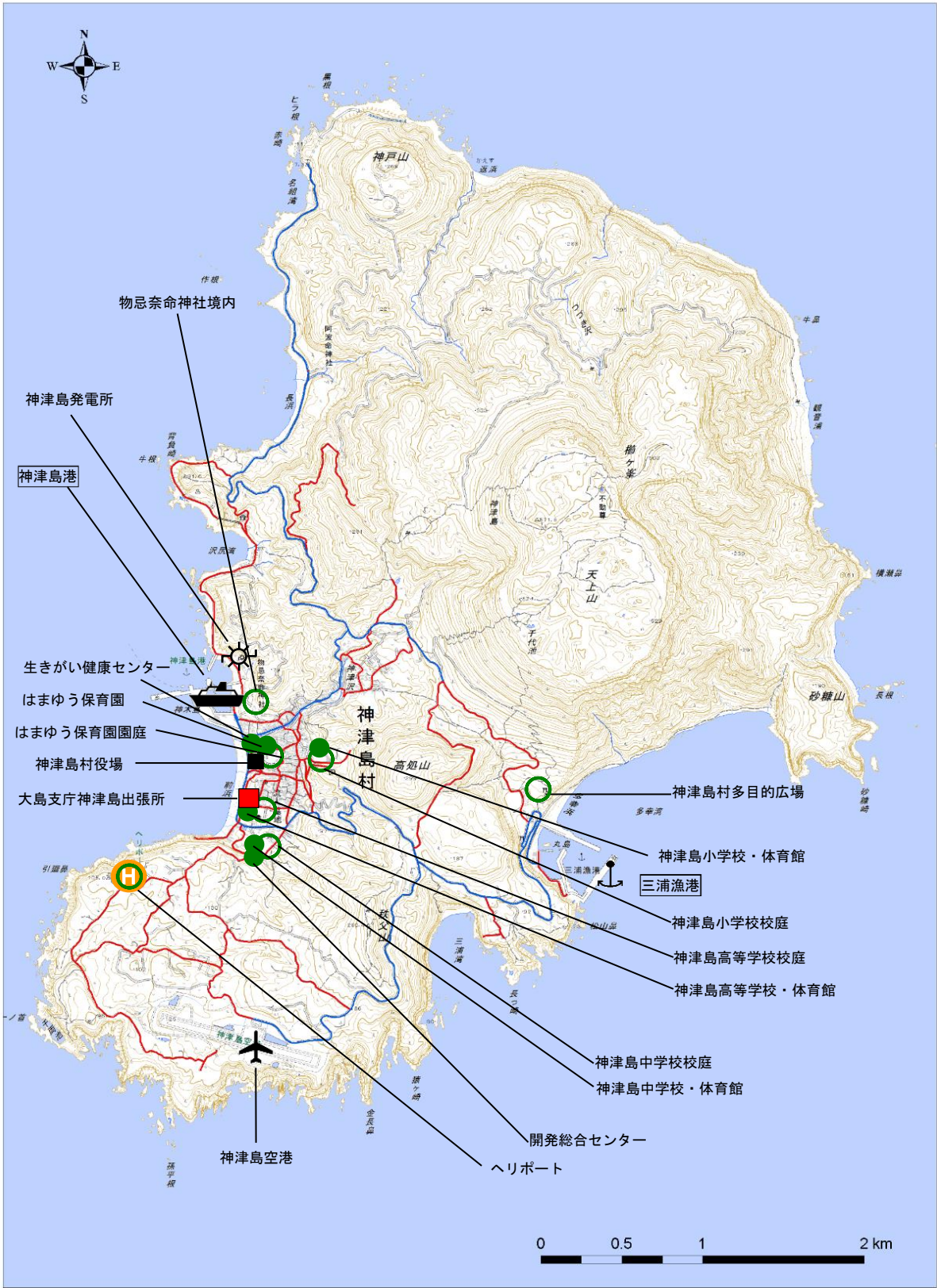
(2) 空港・ヘリポート

都は、島外避難や物資輸送等に使用可能な空港・ヘリポートとして、神津島空港を整備している。

村は、災害時臨時離着陸場候補地として、神津島村ヘリポート、多目的広場、よたね広場を選定している。

4 備蓄

村は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、ビスケット、缶詰）、飲料水、毛布、マット等を備蓄している。



	都道		避難場所		港湾 ※枠で囲った施設は大型
	主な村道		避難所		漁港 船舶の接岸が可能
	出張所		ヘリポート		空港
	村役場				発電所

図 防災関連施設等の位置

第3章 防災関係機関等との連携

1 コアグループ

コアグループは、地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、村、出張所、警察署（駐在所）、消防団、東京管区气象台が共同で設置している。

表 コアグループの概要

構成員	村 出張所 警察署（駐在所） 消防団 東京管区气象台
-----	--

2 神津島火山防災協議会

神津島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、神津島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都及び村が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議等を行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 神津島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	神津島村長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、警視総監、消防総監、関係局長	
		神津島村	消防団長	
		新島村	新島村長、新島村新島消防団長	
		国	気象庁、東京管区气象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
その他	神津島観光協会、新島観光協会、東海汽船、東京バス協会			
所掌事務	<p>次のことについて協議等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒避難体制の整備に関すること。 ○ 避難施設の整備等に関すること。 ○ 防災訓練の実施に関すること。 ○ 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び神津島村への助言に関すること。 ○ 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ 神津島村防災会議からの意見聴取に関すること。 ○ その他必要と認められること。 			

第4章 火山防災知識等の普及啓発

1 住民への普及啓発

村は、住民に対して、防災の手引や防災マップ等の配布、ホームページへの掲載、庁有放送局（ケーブルテレビ）を通じ、また、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

2 来島者への普及啓発

村は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示、庁有放送局（ケーブルテレビ）を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。また、外国人観光客の増加に留意し、外国人に対する普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

3 児童・生徒への普及啓発

村は、児童・生徒に対して、学校教育等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。東京管区気象台等の関係機関はこれに協力する。

第5章 避難促進施設における対応

村防災会議は、活動火山対策特別措置法第6条に基づき、不特定多数の者が利用する施設や要配慮者が利用する施設のうち、施設の位置や規模、施設所有者又は管理者の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として村地域防災計画に定める。

村地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、同法第8条に基づき、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて村長に報告しなければならない。

第6章 避難訓練

村は、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台等と連携し、噴火を想定した避難訓練の実施に努める。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（島内における噴火・浅海（100m以浅）における噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 新たに開く火口の位置によっては、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活等において十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備又は避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

- ・要配慮者
高齢者や障害者等、避難行動や避難生活等において特に配慮を必要とする者
- ・避難行動要支援者
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者
※本計画においては、社会福祉施設入所者及び入院患者を含む。

(3) 島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合又は島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

(1) 噴火警戒レベル1

規制なし

(2) 噴火警戒レベル2

ア 島内における噴火

必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺の立入規制を行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

(3) 噴火警戒レベル3

ア 島内における噴火

必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺の立入規制を行う。

避難行動要支援者の避難準備、来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

避難行動要支援者の避難準備、来島者への避難の呼びかけを行う。

(4) 噴火警戒レベル4

ア 島内における噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

ア 島内における噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

イ 浅海（100m以浅）における噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者への避難の呼びかけを行う。

3 神津島火山活動の近隣島しょ部への影響

神津島火山において大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合、新島まで影響を及ぼす可能性があることに留意する。

4 近隣島しょ部の火山活動による神津島への影響

新島火山において大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合、神津島まで影響が及ぶ可能性があることに留意し、状況に応じて情報収集や避難の判断を行う。

噴火警戒レベルと避難対応の目安

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
噴火警戒レベル	活火山であることに留意	火山口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生	居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される噴火ケースと火山現象	≪島内における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ】≫ ・火山性地震は少ない ・弱い噴気や地熱がみられる程度 ・顕著な噴気や地熱域がみられる ・島内の浅い火山性地震の増加と傾斜変動を観測 ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す顕著な地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 ・噴気や地熱域が拡大 ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、噴火が切迫 ・噴火が発生 ・溶岩ドームが成長し火砕流が発生する可能性				
	≪浅海（100m以浅）における噴火【災害要因：噴石、火山灰、火砕サージ】≫ ・火山性地震は少ない ・顕著な変色域が出現し、その付近の浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した場合、島内に影響が及ぶ可能性がない場合） ・顕著な変色域が出現し、その付近の浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した場合、島内（居住地域を含まない）に影響が及ぶ可能性がある場合） ・震源の浅い有感地震が複数回発生するなど地震活動の規模の拡大とマグマ上昇を示す地殻変動を観測 ・浅い低周波地震が多発 ・顕著な変色域が出現し、その付近の浅い火山性地震の増加、地殻変動を観測（噴火が発生した場合、島内（居住地域を含む）に影響が及ぶ可能性がある場合） ・居住地域に影響しない程度の噴火が発生 ・規模の大きな火山性微動が連続的に発生する、急激な地殻変動を観測するなど、居住地域に影響する噴火が切迫 ・噴火を繰り返すなど、噴火の規模が拡大傾向 ・居住地域に影響する噴火が発生				
避難対応	≪島内における噴火≫ 必要に応じて噴気・地熱地帯等周辺を立入規制 居住地域までの必要な範囲を立入規制 一般住民の避難準備 一般住民の避難 避難行動要支援者の避難準備 避難行動要支援者の避難 来島者の避難				
	≪浅海（100m以浅）における噴火≫ 噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を立入規制 一般住民の避難準備 一般住民の避難 避難行動要支援者の避難準備 避難行動要支援者の避難 来島者の避難				

※必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
 ※自主避難については、レベルに限らず対応する。
 ※火山活動の状況や避難行動への影響などにより、避難対応はこの限りではない。
 ※噴火場所によらず、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶ可能性があり、避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。

参考図 居住地域等に火山現象の影響が及ぶ可能性のある浅海域の火口域

「噴火警戒レベルと避難対応の目安表」では、浅海域で火山現象が見られたときの噴火警戒レベルの判定を、火山現象の影響が及ぶ範囲によって行うこととしている。そこで、火口域ごとの島内への影響の有無を示した参考図を示す。なお、ここに示す分類はあくまでも参考であり、実際の噴火警戒レベルの判定は、気象庁が火山活動の状況を総合的に考慮して行うことに留意する（本-19 噴火警戒レベル判定基準参照）。

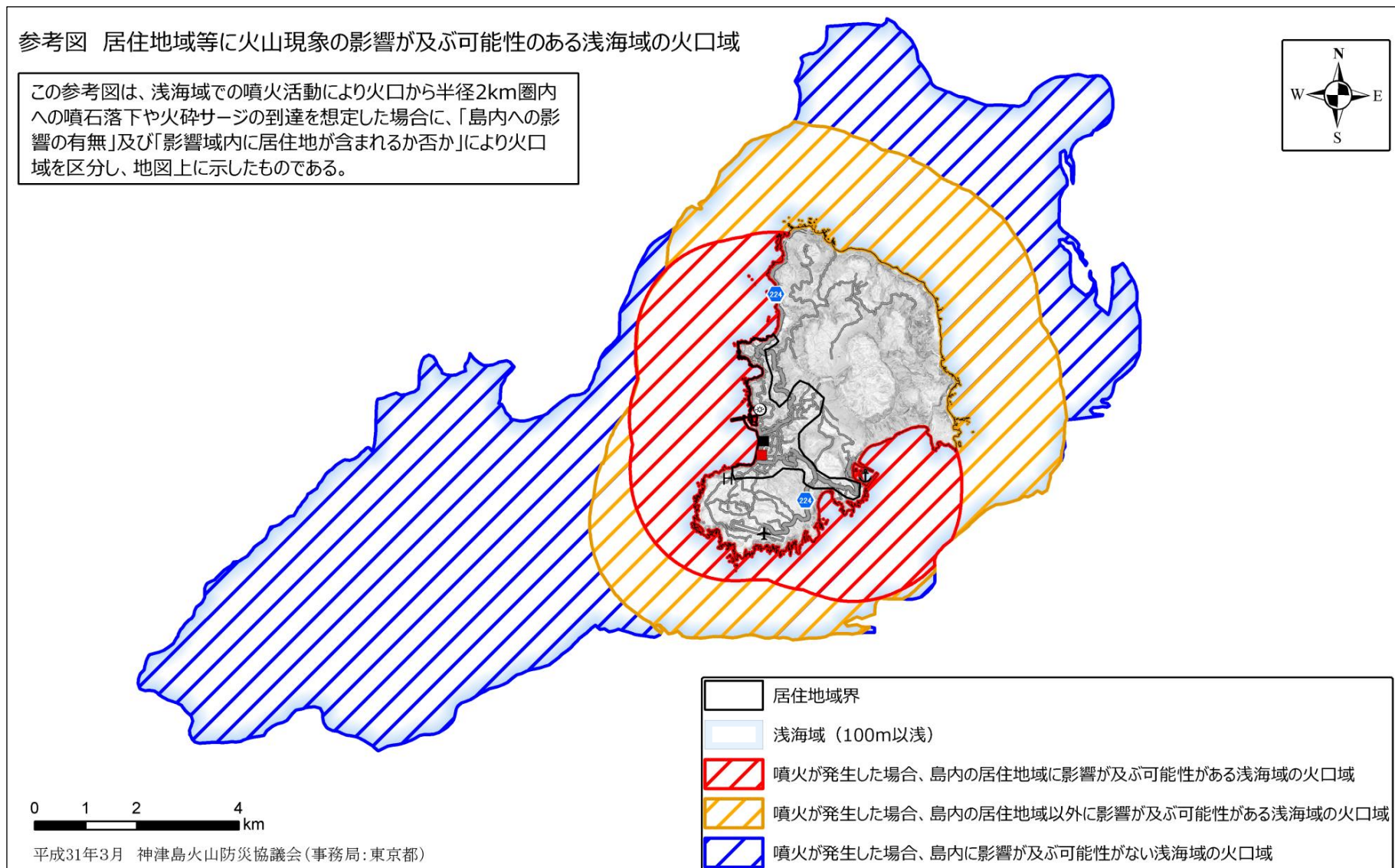


図 参考図 居住地域等に火山現象の影響が及ぶ可能性のある浅海域の火口域

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル	村	支庁 (出張所)	警察署 (駐在所)	消防団	都
レベル5	第三次 非常配備態勢	地方隊 ～ 応急対策室C	現場警備本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4		応急対策室C			応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル3	第二次 非常配備態勢	応急対策室 B～C		災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル2	第一次 非常配備態勢	応急対策室A	連絡室設置	—	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
レベル1	通常態勢	通常態勢	通常態勢	—	情報監視態勢

2 共同検討体制

(1) 平常時

村、出張所、警察署（駐在所）、消防団、東京管区気象台は、火山活動が活発化した場合の対応について、コアグループにおける協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

神津島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) コアグループ

村は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、防災関係機関合同対策会議や神津島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

(イ) 合同会議

村は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、神津島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
コアグループ	村 出張所 警察署（駐在所） 消防団 東京管区气象台	・火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項 ・火山活動の見通しに関する事項 ・立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項
合同会議	村、支庁・都、警察署（駐在所）、東京管区气象台・気象庁、火山専門家、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、航空会社、ライフライン事業者等 ※村と支庁・都が協議の上、決定する。	・規制方法、規制範囲の周知等の立入規制に関する事項 ・避難行動が必要となる時期 ・避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 ・避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設等の避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都及び村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

3 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、又は村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

村長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、村に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、船艇等接岸可能地や校庭等を確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、神津島村ヘリポート、神津島空港、多目的広場、よたね広場を使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりとする。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

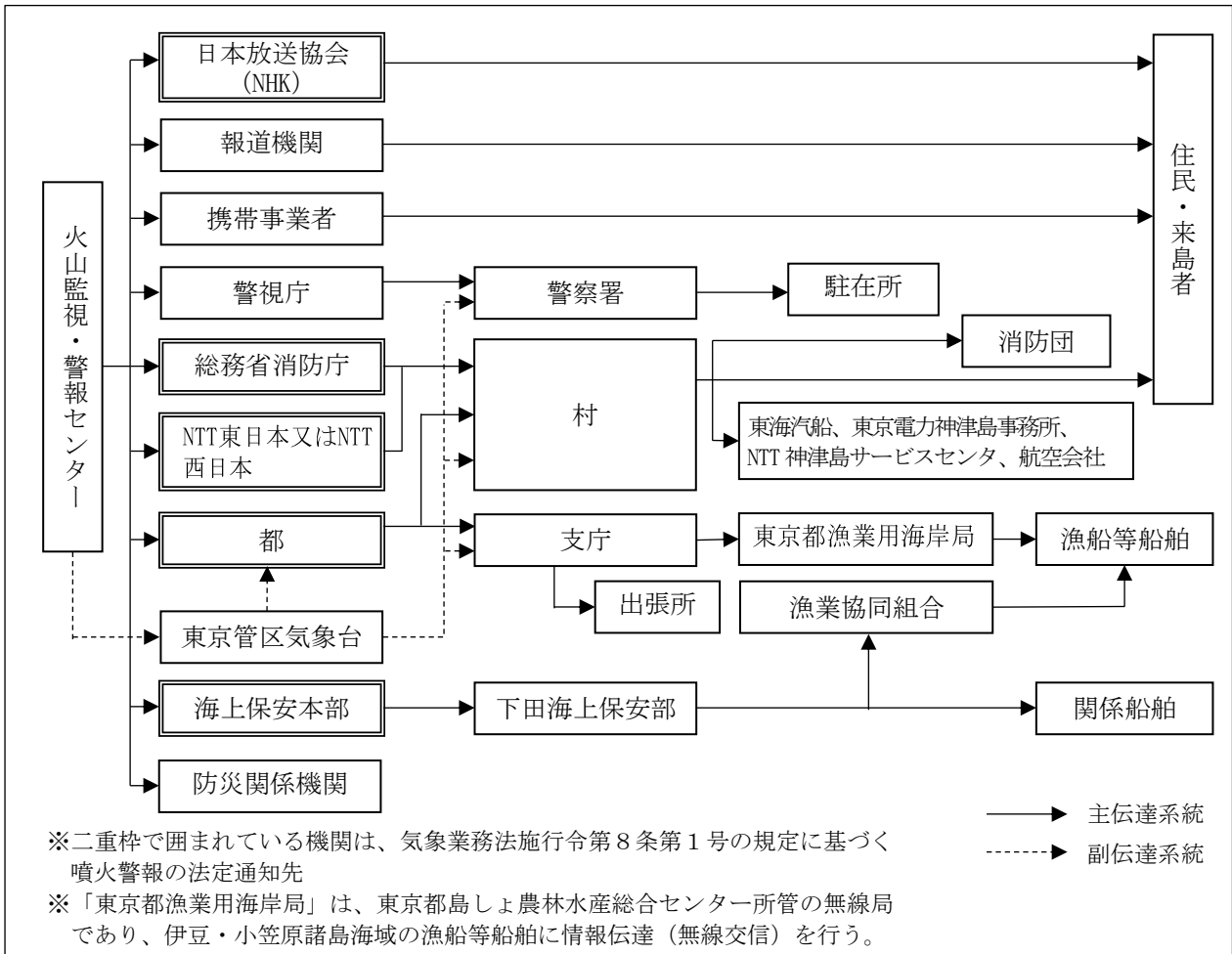


図 噴火警報・予報の伝達系統

5 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

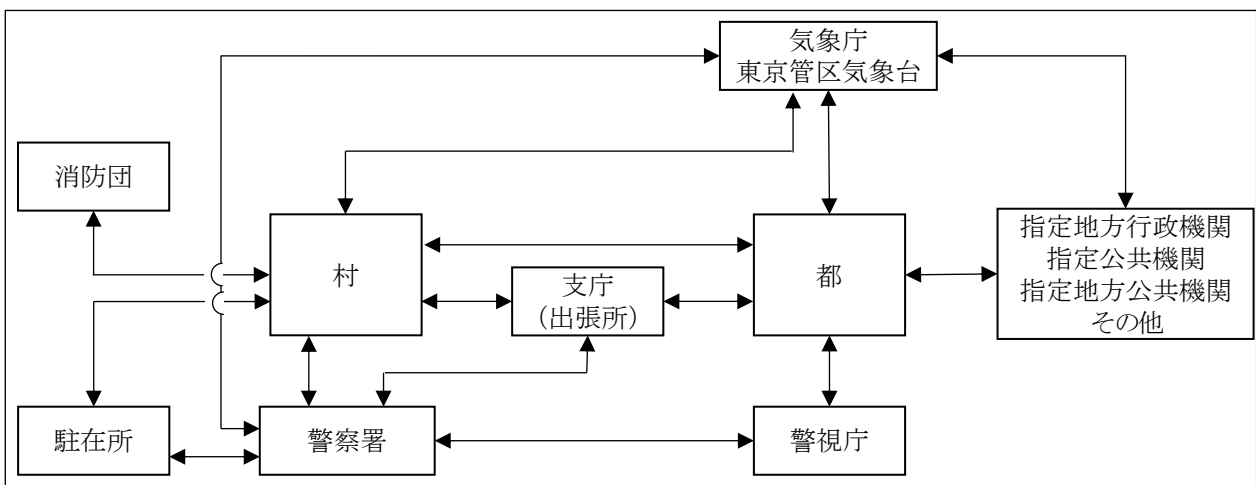


図 情報連絡体制

第3章 立入規制

1 立入規制の実施

(1) 立入規制の実施

村長は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、支庁長（出張所長）、警察署長と協議の上、立入規制を行う。

立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入規制と噴火警戒レベル

噴火ケース	噴火警戒レベル	立入規制の範囲
島内における噴火	レベル5	居住地までの必要な範囲
	レベル4	
	レベル3	必要に応じて噴気・地熱地帯等の異常発生域周辺
	レベル2	
	レベル1	規制なし
浅海における噴火	レベル5	噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲
	レベル4	
	レベル3	
	レベル2	
	レベル1	規制なし

※立入規制図は、マニュアル編を参照のこと

※立入規制の範囲は、神津島の噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲（大きな噴石、火砕流、溶岩流の影響範囲）を基に設定する。規制範囲外であっても、風に乗って運ばれる火山灰や小さな噴石のほか、火山ガス、降灰後の土石流等に注意が必要である。

(2) 都への報告等

村長は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長（出張所長）を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防団長、東京管区気象台へ通知する。

(3) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるのは村長となっている。このため、法律上は、村が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、村の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。

- 村は、村道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁（出張所）は、都道、林道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

(4) 施設からの退避

村、警察署（駐在所）及び消防団は、状況に応じて施設利用者等の退避の誘導を行う。

表 噴火警戒レベルと施設の対応

噴火警戒レベル	対応	施設名	
		管理人あり	管理人なし
レベル2以上	立入規制範囲内 の場合は退避	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場 ・清掃センター ・ゆうき福祉会グループホーム ・神津島温泉保養センター ・やすらぎの里特養老人ホーム ・多幸湾公園ファミリー キャンプ場 ・神津島空港 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤崎遊歩道 ・返浜 ・神戸山 ・名組ドンタクハウス ・観音浦 ・つづき堂 ・阿波命神社 ・長浜 ・めいし海岸展望台 ・沢尻湾 ・高根堂 ・庵屋堂 ・神津島港 ・物忌奈命神社 ・前浜 ・天上山 ・宮塚山展望地 ・新東京百景展望地 ・裏砂漠展望地 ・黒島展望台 ・高処山展望台 ・つつじ公園 ・日向神社 ・多幸簡易宿泊施設 ・多幸湾 ・三浦漁港 ・多幸展望地 ・ありま展望台 ・松山遊歩道 ・秩父山展望台 ・長っ崎展望地 ・三浦湾展望台 ・神津島灯台 ・千両池

※ 一日のうち一部の時間でも管理する者が所在する場合は管理人ありとする。

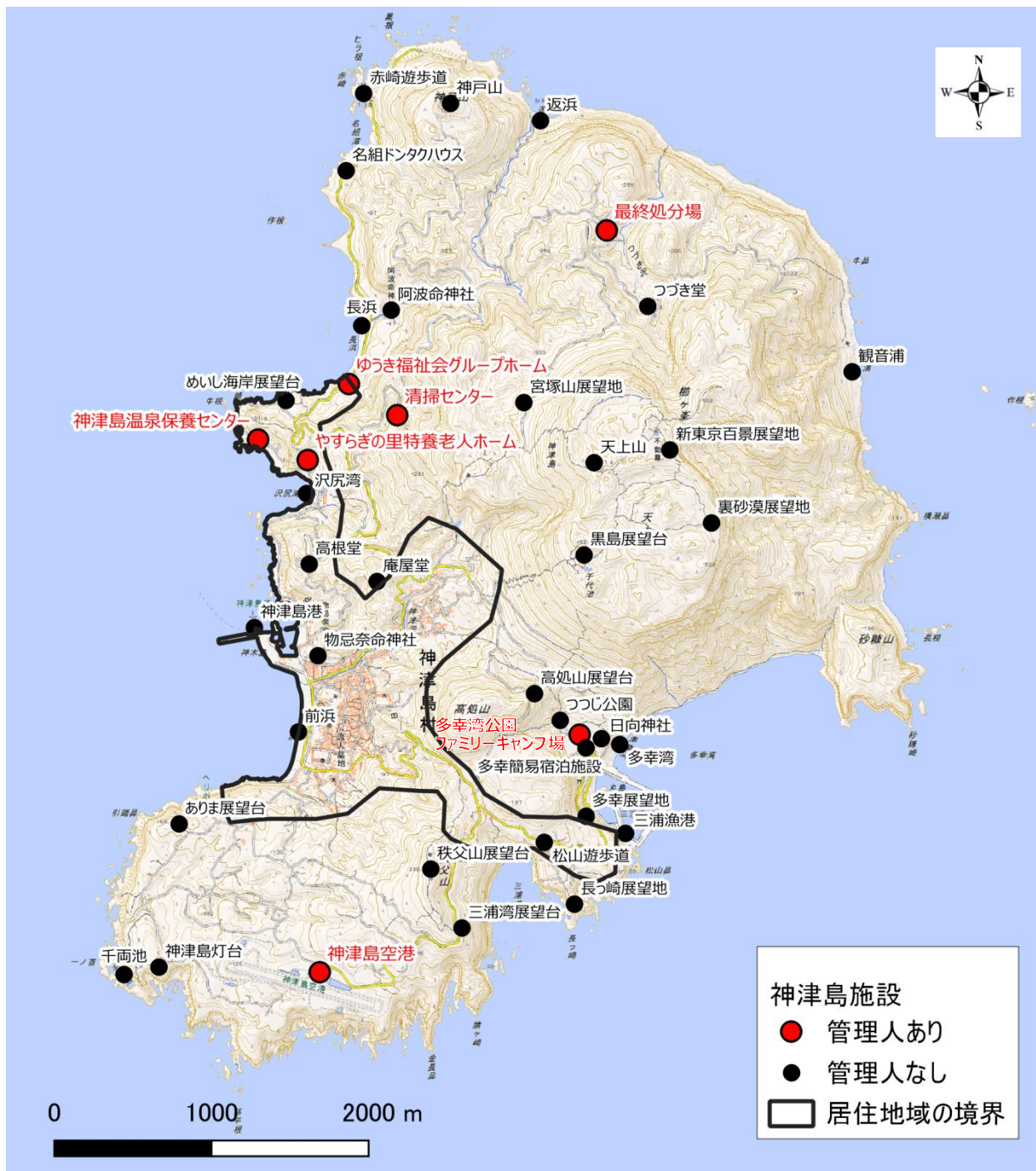


図 必要に応じて退避の誘導を行う施設位置図

(5) 立入規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、村の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

2 住民等への周知

村は、立入規制を実施した場合、支庁（出張所）と連携し、船客待合所、空港、観光施設、立入規制範囲に通じる道路等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、広報車、表示板、庁有放送局（ケーブルテレビ）、村ホームページ、村広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石等に注意が必要であることを合わせて周知する。

3 立入者の把握

村は、立入許可申請の書類等を基に、規制範囲への立入者を把握する。

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定・解除

(1) 警戒区域の設定

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、東京管区気象台もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の範囲は、次のとおりとする。

- 火口から居住地の境界までの全ての範囲又は一部の範囲
- 第3章1（1）に定めるところによるものの他、特に村長が設定する範囲

(2) 警戒区域の解除

村長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、又は東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

(3) 都への報告等

村長は、警戒区域を設定又は解除した場合、直ちに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、東京管区気象台、消防団長に通知する。

(4) 警戒区域への立入制限等

村長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

村は、警戒区域を設定した場合、支庁（出張所）と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、表示板、庁有放送局（ケーブルテレビ）、村ホームページ、村広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民及び来島者に広く周知を図る。

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長（出張所長）、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、災害対策基本法第60条に基づき、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」又は「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

村長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、神津島村診療所、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸域あるいは沿岸部及び浅海域での大規模な噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ マグマ噴火による居住地への溶岩流流下の可能性 ○ 多量の火山灰堆積後の大雨による居住地域周辺での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生等により避難港への移送が不可能となる可能性

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路及び手段により行う。

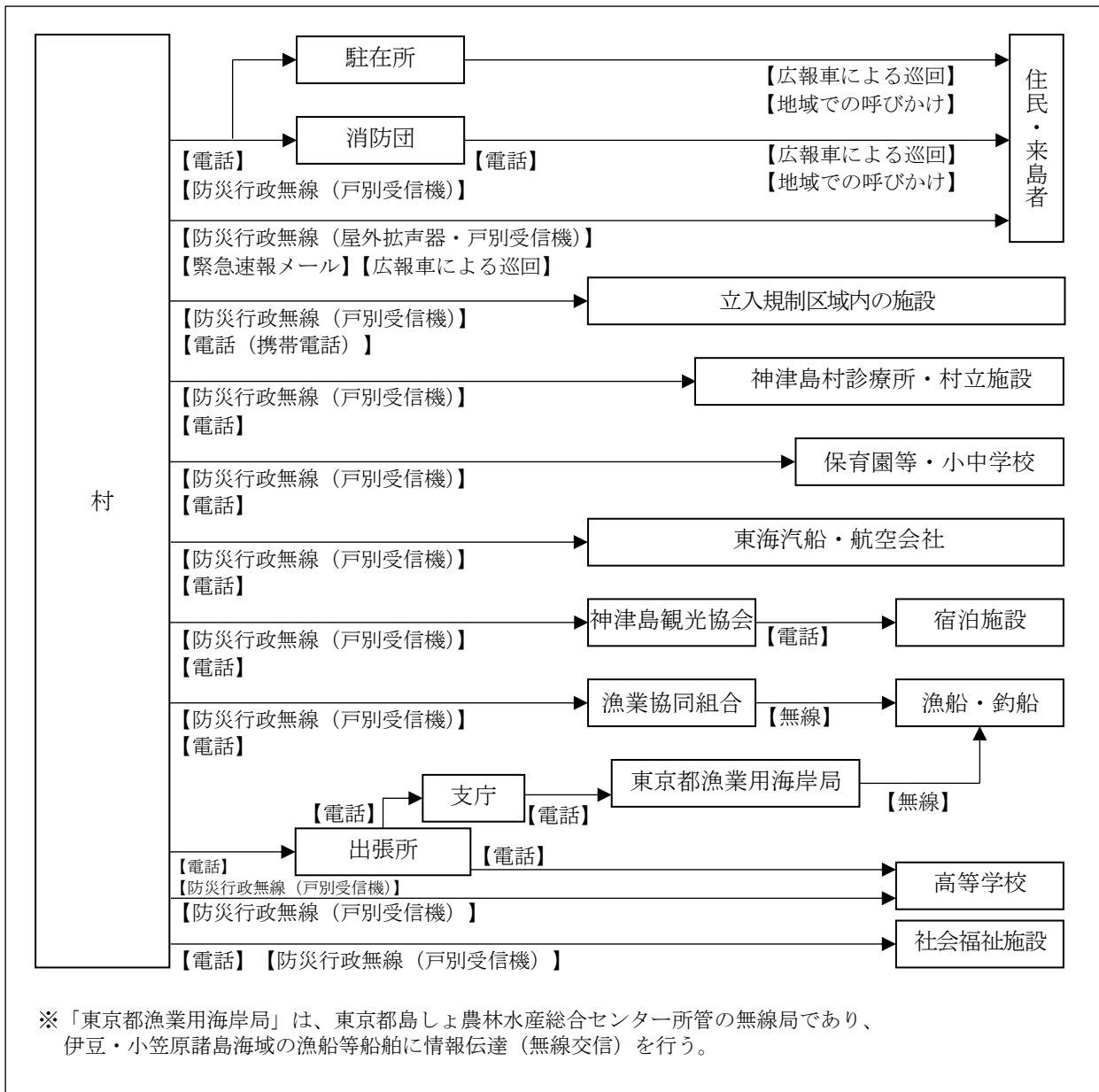


図 避難情報の伝達経路及び伝達手段

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ペットの同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(3) 留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、広報車（村、警察署（駐在所）、消防団）による巡回、消防団員による戸別訪問等の呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、村、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

第6章 避難対応

1 防災関係機関の準備

(1) 村

村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常持出品の準備、避難方法の確認等）
- 関係機関への避難対応準備の連絡
- 村道の点検、機能確保
- 災害備蓄品の点検
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認
- 避難者総数の把握
- 避難所の開設、点検
- 東海汽船、航空会社への避難対応準備の要請
- 避難手順の確認

(2) 支庁（出張所）

支庁（出張所）は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 都道・港・空港の点検、機能確保
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認

(3) 駐在所・消防団

駐在所、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 装備等の点検等
- 防災機能（庁舎、通信設備等）の確認

2 一般住民の島内避難

集落周辺に直接被害が及んでいないが、集落から離れた居住地域に被害が及ぶおそれがある場合は、集落内の避難先へ島内避難を行う。集落に被害が及ぶおそれがある場合又は被害が及んでいる場合は島外避難を基本とする。

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

集落の住民は自宅での待機を基本とする。ただし、集落から離れた地域に住む住民は、集落内の避難先に徒歩又は自家用車で避難する。

イ 自家用車による避難

次の場合は、自家用車による避難先への直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始する等、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

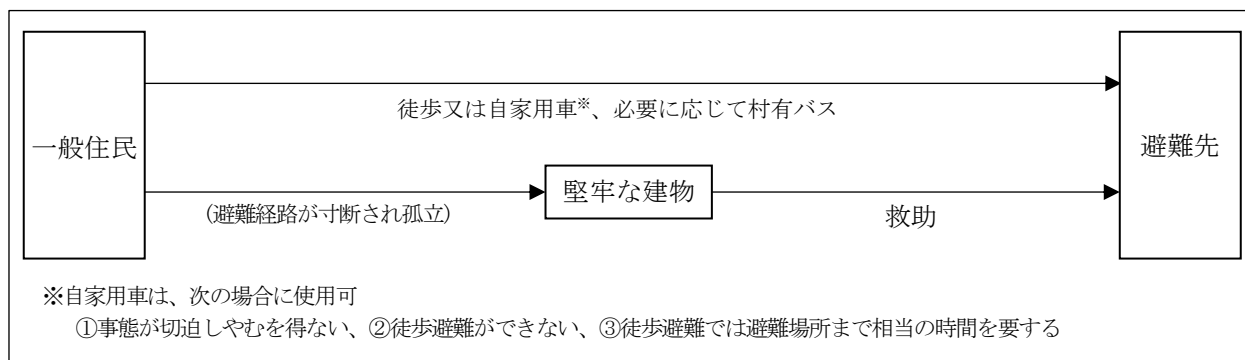


図 島内避難の方法

(2) 移送手段の確保

村は、移送手段として、バスを確保し、必要に応じて運行させる。

(3) 避難先

避難先は、村が指定する避難所とする。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

イ 避難方向の指示

村は、支庁（出張所）からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、村防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）を携行し、村からの指示に基づき、自主防災組織役員等の引率者及び避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

ウ 交通規制

警察署（駐在所）は、避難対象地域への車両の進入を規制する。

エ 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

3 一般住民の島外避難

(1) 島外避難の要請

村長は、島外避難を判断した場合、支庁長（出張所長）を経由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

神津島港から島外避難をする場合、徒歩による直接避難を基本とする。

三浦漁港から島外避難をする場合、避難所に徒歩で避難した後、避難所から三浦漁港まで村有バス等で移送する。なお、三浦漁港付近の住民は、徒歩による直接避難を可とする。

ただし、気象状況により、使用港が神津島港又は三浦漁港のいずれかとなることに留意する。

なお、次の場合は、避難所への自家用車による避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風等の気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

(イ) 避難経路

避難港までの経路は、都道及び主要な村道を基本とする。

(ウ) 事前に島内避難している場合の避難

事前に島内避難している場合は、避難所から避難港まで村が確保したバス等で移送する。

(エ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 陸上移送

受入港から避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

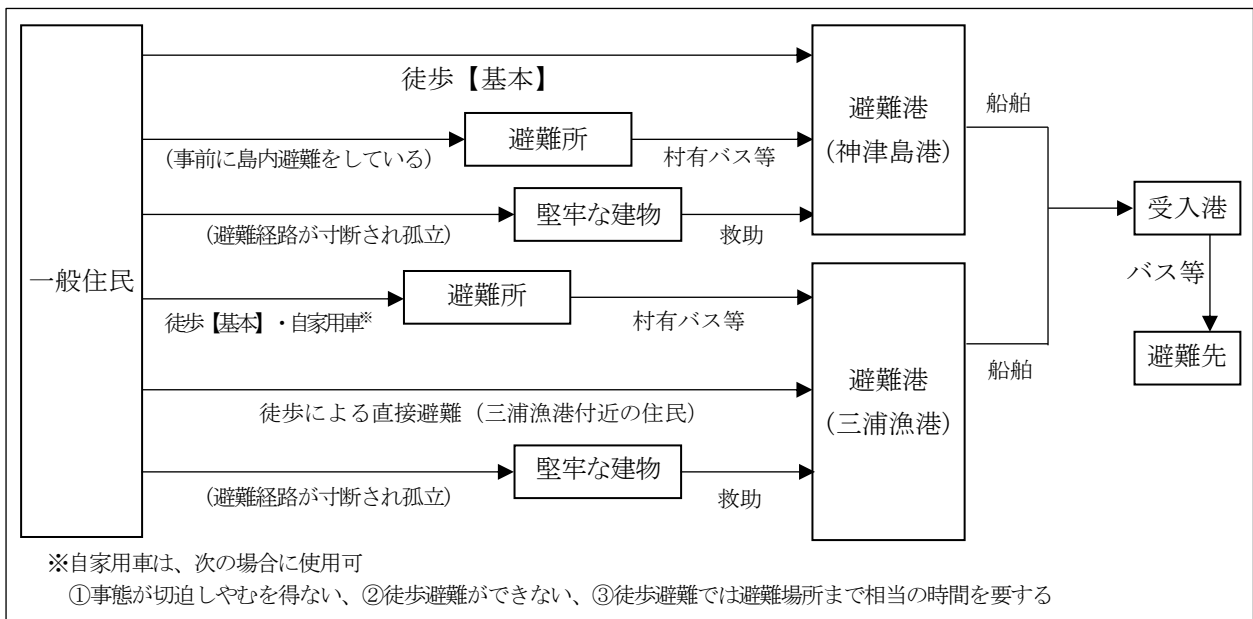


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

村は、島内移送の手段としてバスを確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体等から船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。

都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、神津島港及び三浦漁港とする。

村長は、気象、火山活動、道路・港の状況等から避難港を選定し、支庁長（出張所長）に報告する。

イ 受入港

受入港は東京港を基本とし、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港からの距離や避難者数等を踏まえ、東京港周辺区（千代田区、中央区、港区、江東区、品川区等）や都各局等と調整し、避難先を決定する。

(6) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、村職員、警察官、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

村は、支庁（出張所）からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向等）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察署（駐在所）は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

村職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶への誘導

村は、船舶への誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶への誘導については、支庁（出張所）や消防団等の関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港から避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

4 児童・生徒等の避難

(1) 避難情報の伝達

村は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁（出張所）は、生徒の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に村又は支庁（出張所）から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

5 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

区分	基準
避難準備	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性、もしくは噴火の発生がある場合
島内避難	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
島外避難	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、生きがい健康センターとする。ただし、収容できない場合は、開発総合センターに収容する。

避難先までは、村が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

(4) 島外避難

村は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁（出張所）を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

6 来島者の避難

村は、来島者に対して、神津島観光協会、東海汽船、航空会社、宿泊施設等を通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民や防災関係機関等の関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

7 住民の自主避難

(1) 島内での自主避難

村は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

(2) 島外への自主避難

村は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、村に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。

村は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

8 避難に際し住民のとりべき対応

避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、村に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては村営バスで移動すること。
- ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

第7章 避難に伴う対応措置

1 医療救護

村は、噴火による傷病者の対応を、神津島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。なお、神津島村診療所での対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援又は患者の島外への搬送を要請する。

都（福祉保健局）は、村から要請があった場合、神津島村診療所への都医療救護班の派遣等又は島外の医療機関への搬送を行う。

2 行方不明者等の捜索・救助

行方不明者又は要救助者が発生した場合、警察署（駐在所）、消防団は、捜索又は救助を行う。また、村は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。

都（総務局）は、村から要請があった場合、関係機関に捜索又は救助を要請する。

3 ペットの同行避難

ペットは、同行避難を可とする。

なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。
- ペット用の餌、水、食器、トイレ用品等のペット用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。

4 産業動物対策

支庁（出張所）及び村は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。

5 残留機関の現地活動対策

島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測等の現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶等に、状況に応じて設置する。

現地活動を行うに当たっては、村に活動内容や規模等を届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。

第8章 避難生活

1 島内での避難生活

(1) 避難所の開設

村は、避難所を開設する。

なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所事務所の開設

避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ 自主運営組織の確立

避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。

組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。

村職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。

ウ 避難所担当職員会議

村は、避難所担当職員を定期的に村役場（村災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換や協議を行う。

避難所担当職員は、村（村災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。

エ 避難環境の整備

村は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。

- 生活、休憩、更衣等のスペース確保
- 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮
- 避難者のプライバシー確保
- 飲料水や食品の安全確保
- トイレ機能の確保
- 室内、トイレ、ごみ保管場所等の衛生管理
- 防犯対策
- 医療救護所の設置
- 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止
- 冷暖房、公衆電話、掲示板等の設置
- 防火対策
- 燃料(ガソリン、軽油等) 使用時及び保管時の安全対策

(3) 救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

(ア) 食料の供給

村は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄又は調達する食料を支給し、体制が整った後は、村の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

なお、必要に応じて、支庁を經由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとともに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

(イ) 生活必需品等の供給

村は、備蓄又は調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を經由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。

(ウ) 食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料及び生活必需品等の輸送拠点は、村役場、神津島港、三浦漁港、神津島空港、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

村は、在宅の難病患者及び体調不良を訴える避難者の対応を、神津島村診療所又は避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都（福祉保健局）は、村の編成する保健活動班による避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、災害派遣精神医療チーム（東京DPAT）等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応や支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(4) 要配慮者対策

村は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者等）に対し、状況に応じて生きがい健康センターに収容する。また、福祉避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署（駐在所）、消防団等の関係機関に連絡する。

村は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設又は医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を經由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

移送については、都（福祉保健局）と村で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

(5) ペット対策

都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

都（福祉保健局）は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、村からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、村と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

(6) その他

ア 治安の維持

警察署（駐在所）は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。
また、村は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。

警察署（駐在所）は、避難所における防犯のため、村や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報等呼びかける。

イ 報道機関への対応

記者発表は、村長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。
報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。

ウ 相談窓口の設置

村は、必要に応じて庁舎及び避難所に相談窓口を設置し、村職員を配置して住民からの相談に当たる。

エ 受援対策

村、警察署（駐在所）、消防団は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保等の受援対策に努める。

2 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。

【マニュアル編】

※マニュアル編は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

【附属資料】

※附属資料は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。